

## 社会福祉法人青梅白寿会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青梅白寿会（以下、「当法人」という。）定款第10条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程でいう役員等とは、法人定款第10条第1号により選任された者をいう。

(理事の報酬等)

第3条 非常勤理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(常勤理事の報酬等)

第4条 前条の規定にかかわらず、常勤の理事に対しては、別表1による報酬は支給しない。

2 常勤の理事で法人及び施設の職員を兼務する者の勤務報酬は、給与規程によるものとする。

(理事長の報酬等)

第5条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により勤務報酬を支払うことができる。

2 理事長が理事会及び評議員会に出席したときは、前条第1項の規定を準用し、別表1による報酬は支給しない。

(監事の報酬等)

第6条 監事が理事会への出席及び監事の監査業務にあたった場合は、別表1による報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(苦情解決第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情解決第三者委員に当法人監事が充てられているため、苦情解決第三者委員として、法人並びに施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表1による報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(報酬の支給方法)

第8条 非常勤役員等（苦情解決第三者委員を兼務する役員を含む）の理事会、評議員会への出席及び監事の監査業務に対する報酬等については、受領証と引き換えに現金でその都度支給する。

2 理事長の報酬については、施設の職員給与等支給日に合わせ、銀行振り込みにより支給する。

(出張旅費)

第9条 役員等が、研修等に出張するために必要な費用は、別に定める旅費規程に基づき支給する。

(改正)

第10条 この規程を改正しようとするときは、当法人評議員会の議決により行うものとする。

(施行)

第11条 この規程は、平成29年6月10日付開催の当法人評議員会の議決により、平成29年7月1日より施行する。

附 則

(平成30年11月 9日 理事会一部改正)  
平成31年 3月29日 評議員会承認

(平成31年 3月15日 理事会一部改正)  
平成31年 3月29日 評議員会承認

別表 1

1. 役員等の報酬の額

(1) 非常勤理事

理事会に出席する毎に                    1回    10,000 円

(2) 非常勤監事

理事会に出席する毎及び監事の監査の実施について

1回    10,000 円

(3) 苦情解決第三者委員

法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたる毎に

1回    10,000 円

別表 2

1. 理事長の報酬の額

年俸                    15,000,000 円